

札幌市下水道事業受益者負担検討支援業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、札幌市下水道事業の健全な経営基盤を確立することを目指し、現状把握や分析を行い、今後 10 か年程度の中長期的な財政見通しを踏まえて、将来に渡り適正な受益者負担となるよう、現行使用料体系の課題や改善点を抽出したうえで、公営企業としての財政基盤を強化していくための対応策を検討することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託名：札幌市下水道事業受益者負担検討支援業務
- (2) 委託期間：契約締結日～令和5年3月24日
- (3) 対象事業：札幌市下水道事業
- (4) 作業項目
 - ア 経営及び使用料の現状と課題の整理
 - イ 基本条件の整理
 - ウ 財政見通しの検討
 - エ 使用料水準の算定（総括原価・処理原価の算定）
 - オ 使用料改定シミュレーション

3 業務内容

「2-(4) 作業項目」で示した各項目に関して条件を整理し、長期的な財政収支見通しを示す。そのうえで財政上の課題を抽出し、今後の財政上の方針を定めるうえで重要となる収支方式や下水道使用料などが下水道事業へ与える影響について概略のシミュレーションを行い、受益者への負担や将来の下水道事業の見通しを明らかにする。

- (1) 経営及び使用料の現状と課題の整理

以下に示す項目について、札幌市が提供するデータや下水道全国データベースなどのデータを基に現状分析を行い、財政上の課題を整理する。

【整理する内容】

- ア 行政人口及び水洗化人口の推移
 - イ 使用料収入（他都市との比較含む）
 - ウ 施設更新費・維持管理費
 - エ 経費回収率、累積資金
 - オ 経営指標の算出
- (2) 基本条件の整理

札幌市が策定している各種計画書、国や下水道協会などから公表されているデータ等を基に、以下に示す項目について基本条件を整理し、長期的な基本方針を示す。

【整理する項目】

- ア 流入水量予測（下水道）
- イ 使用料算定期間（10年程度）
- ウ 年次別事業計画※（投資計画、財源計画）
- エ 雨水と汚水の経費負担率（他都市との比較、本市雨污水比率の妥当性検証）
- オ 使用料改定の基本方針（総括原価の算定方法や資産維持費の必要性等）

※本業務では年次別事業計画（投資計画）の策定は実施せず、既往計画の結果を利用する。

(3) 財政見通しの検討

収益的収支・資本的収支について「3-(2) 基本条件の整理」で設定した条件を用いて以下に示す項目に関する今後の見通しを示し、将来の財政的な健全性を検証する。なお、財政シミュレーションは、条件変更により数ケース比較検討を行う。

【見通しを示す項目】

- ア 将来改築事業費、維持管理費の長期的見通し
- イ 企業債未償還残高の推移
- ウ 累積資金残高
- エ 経費回収率
- オ 累積資金残高および必要額（他政令市の累積資金、市の他会計など）
- カ 改定時期の検討（経費回収率、累積資金、繰入金などから検討）

(4) 使用料水準の算定（総括原価・処理原価の算定）

「3-(3) 財政見通しの検討」の結果より総括原価を求め、総括原価に対する使用料水準を算定する。

なお、ここでは現状の総括原価の算定方式である「資金収支方式」から「損益収支方式」へ変更した場合について概略検討を行い、使用料の水準を算定するものとする。

(5) 使用料改定シミュレーション

目標とする総括原価及び処理原価を満たすような使用料改定シミュレーションを行う。

なお、ここでは現状の使用料水準をベースに必要な使用料改定率を設定した簡易シミュレーション（数ケース）を行うこととし、基本水量や従量累進制の比較は行わない。

4 その他（一般事項等）

(1) 適用範囲

この仕様書に記載のない事項、又は解釈に疑義を生じた場合は、委託者と十分協議のうえ決定するものとする。

(2) 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(4) 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(6) 業務体制等

受託者は、札幌市や他自治体の下水道事業の経営計画について十分理解した人員を配置すること。

(7) 業務の準備

受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために最高の技術を発揮できるよう、責任ある技術者を整えなければならない。

(8) 業務計画書

受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する業務計画書を作成し提出すること。また、

前月までの進捗状況報告書を作成し、毎月5日までに提出すること。

(9) 打合せ

ア 打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ及び業務完了時とする。中間打合せについては、3回を想定している。

イ 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。

(10) 資料等の貸与、返還及び留意事項

ア 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

イ 受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等をただちに返還するものとする。

ウ 受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、すでに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないように十分に留意すること。

(11) 札幌市情報セキュリティポリシーの順守

業務の履行にあたっては、札幌市の情報セキュリティポリシーを順守すること。

(12) 環境負荷の軽減

委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約、リサイクルの推進等に努めること。

(13) 成果品

成果品は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

業務完了時、提出すべき成果品等とその数量は、下記のとおりとする。詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

ア 提出すべき成果品

○電子データ（詳細はイに記載）

- ・ 報告書
- ・ その他担当職員から指定されたもの

○書類等

- ・ 成果品目録
- ・ 打ち合わせ議事録
- ・ 報告書（1部）
- ・ その他担当職員から提出を求められたもの

イ 電子媒体の仕様、数量及び格納するファイルの種類

○ 媒体の仕様：CDまたはDVD

○ 媒体の部数：正・副各1部

○ 媒体のラベル：業務名称（例：令和4年度 ○○○○○○検討支援業務）

完了年月日（例：令和5年3月）

発注者名（例：札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課）

受注者名（例：株式会社□□□□□□□□）

ウイルスチェックに関する情報（詳細はウ参照）

○ ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

(使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること)

PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

ウ ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報記載すること。

① 使用したウイルス対策ソフト名

② ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名

③ チェック年月日

(14) データ等に関する著作権

本業務で新たに作成するデータ等についての著作権は、全て札幌市に帰属するものとする。

(15) 業務履行報告

受託者は、業務完了後に速やかに委託者が指定する書面により業務履行報告を行い、委託者の検査を受けること。

(16) 契約金額の支払

契約金額は、完了検査合格後に一括で支払う。